

令和3年4月26日  
令和3年5月10日改定  
令和3年5月17日改定  
令和3年5月24日改定  
令和3年5月31日改定  
令和3年6月14日改定  
令和3年6月21日改定  
令和3年7月9日改定  
令和3年7月30日改定  
令和3年8月10日改定  
令和3年8月18日改定  
令和3年8月25日改定  
令和3年9月10日改定

令和4年1月11日改定（赤字部分が改定箇所）

## 試験評価者各位

新型インフルエンザ等対策特別措置法に定める「緊急事態宣言」の発令 及び  
「まん延防止等重点措置」の公示に伴う「介護技能実習評価試験」の試験実施 について

「介護技能実習評価試験」試験実施機関  
(一般社団法人シルバーサービス振興会)

平素より「介護技能実習評価試験」の運営に際しましては、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応した「介護技能実習評価試験」の実施につきましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が定める「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を踏まえた対応として、感染拡大の防止に細心の注意を払いながら試験を実施してきているところです。

また、「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）」に基づく「緊急事態宣言」、  
「まん延防止等重点措置」の公示がなされた場合、その対象区域及び期間における「介護技能実習評価試験」の実施につきましては、主務官庁(厚生労働省)からの指示等を踏まえつつ、以下のとおりとすることとし、該当する全ての「介護技能実習評価試験」に適用してまいりますので、各位におかれましてはご理解ご協力の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

## I. 「緊急事態宣言」、「まん延防止等重点措置」の公示に伴う基本的な対応方針

### 1. 「介護技能実習評価試験」の取扱いについて

#### (1) 「緊急事態宣言」の対象区域の取扱い

「特措法」第45条に基づき、特定都道府県知事が定める期間 及び 区域における外出自粛の要請等の措置が講じられることを受け、当該の期間 及び 区域において実施が予定されている「介護技能実習評価試験」については、試験実施機関の判断として全て延期することとします。

具体的な手続きにつきましては、以下の「2. 「介護技能実習評価試験」の試験日延期にあたっての具体的な対応について」に沿って試験実施機関への報告をお願いします。

## (2) 「まん延防止等重点措置」の対象区域の取扱い

「特措法」第31条の4第1項の規定に基づく「まん延防止等重点措置」が実施されている期間及び区域での「介護技能実習評価試験」の実施につきましては、都府県知事が定める感染防止に関する措置の要請を踏まえるとともに、試験評価者の感染防止として政府の新型コロナウイルス感染症対策（マスク着用、手洗いの励行、アルコール消毒液による消毒）等の対策を十分講じた上で、技能実習生の不利益とならないよう、引き続き、試験を実施することとします。

但し、当該の期間及び区域において、感染拡大防止の観点から、「監理団体」、「実習実施者」、「試験評価者」の状況により試験実施が困難である旨の申し出があった場合は、試験日時の延期で対応することとしています。なお、試験を延期する場合の具体的な手続きにつきましては、別の緊急事務連絡としてご案内している以下の『2. 「介護技能実習評価試験」の試験日延期にあたっての具体的な対応について』に準じて試験実施機関への報告をお願いします。

## (3) 「緊急事態宣言」、「まん延防止等重点措置」の対象となっていない区域の取扱い

(1)の「緊急事態宣言」、(2)「まん延防止等重点措置」の対象区域外につきましては、従前の方針のとおり、技能実習生の不利益とならないよう、また試験評価者の感染防止のため、政府の新型コロナウイルス感染症対策（マスク着用、手洗いの励行、アルコール消毒液による消毒）等の対策を十分講じた上で、引き続き、試験を実施することとします。

但し、当該の区域であっても、今後の感染拡大等により「監理団体」、「実習実施者」、「試験評価者」のいずれかにおいて試験実施が困難となった場合には、試験日時の延期で対応することとします。なお、試験を延期する場合の具体的な手続きにつきましては、以下の「2. 「介護技能実習評価試験」の試験日延期にあたっての具体的な対応について」に準じて試験実施機関への報告をお願いします。

## (4) 試験実施機関との連絡体制の確保

- ① 試験実施機関としましては、今後も「介護技能実習評価試験」の適正かつ円滑な実施に向けて努力して参りますが、事務局の所在する東京都千代田区も「緊急事態宣言」の発出及び「まん延防止等重点措置」の公示がなされる対象区域となり、職員体制の確保等において支障の出ることが想定されます。

また、全国の感染状況により「緊急事態宣言」に伴う問い合わせ等が急増することから、個々の事案に対する連絡が迅速に行えない場合も想定されます。

このため、「介護技能実習評価試験」に関する一般的なご質問・ご相談等につきましては、当会のホームページに掲載しております「よくある質問」(<http://www.espa.or.jp/internship/>)をご確認の上、メールでのお問い合わせ([kaigointernship@espa.or.jp](mailto:kaigointernship@espa.or.jp))としていただけますようご協力をお願い申し上げます。

- ② 「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」の対象となっていない区域につきましては「介護技能実習評価試験」を実施しておりますことから、試験実施に係るお問い合わせや、緊急性の高い案件への対応として、引き続き電話でのご相談を受付しております。速やかな電話対応ができるよう、緊急性の乏しい案件につきましてはメールでのお問い合わせ([kaigointernship@espa.or.jp](mailto:kaigointernship@espa.or.jp))にさせていただきますよう、皆様のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

【 試験実施に係る緊急的な対応に関するお問合せ先 : (03-3862-8063) 】

## 2. 「介護技能実習評価試験」の試験日延期にあたっての具体的な対応について

### (1) 「緊急事態宣言」の対象区域における対応

- ① 「緊急事態宣言」の対象期間 及び 区域において、既に試験日が確定している「介護技能実習評価試験」につきましては、実施を延期することとします。
- ② 上記①に該当する試験につきましては、受検生の不利益とならないよう「緊急事態宣言」の対象が外れている期間で、速やかに試験日時を再調整する必要がありますことから、情報共有を目的として、試験評価者側の調整窓口担当者は、試験実施機関に対して、延期となる試験日時の報告を下記の記載内容にてメールで報告して下さい。

(送付先：[kaigointernship@espa.or.jp](mailto:kaigointernship@espa.or.jp))

#### 【報告事項】

- a. 試験実施予定日（実施日）
  - b. 実習実施者の法人名・事業所名
  - c. 受検者の人数
  - d. 受検級
- ③ 実習実施場所に試験キットが届いている相談を受けた場合、試験実施機関に返送が必要になりますことから、試験キットの返送方法に関して、試験実施機関まで電話連絡(03-3862-8063)するように伝えて下さい。
  - ④ 試験日時の再調整につきましては、受検者側の調整担当者と「緊急事態宣言」の対象が外れている期間で、試験日時（※平日の9:30～17:30）を再調整して下さい。
  - ⑤ 試験日時の再調整が完了しましたら、試験評価者側の調整窓口担当者から試験実施機関に「試験日時等調整結果報告書」を作成して、必ずメールで報告して下さい。
  - ⑥ 上記⑤の報告が「試験日時等調整結果報告書」でなされますと、試験実施機関から「試験実施依頼書(試験評価者側)」が発行されます。万が一、再調整した試験日の7日前までに、この「試験実施依頼書」が届かない場合には、大変お手数ですが、試験実施機関へ電話にて確認(03-3862-8063)してください。

## II. さらなる感染拡大により試験実施機関としての機能が維持できなくなった場合の対応方針

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続き、爆発的な感染拡大（オーバーシュート）につながるような事態も想定しなければなりません。試験実施機関としましては、できる限り「介護技能実習評価試験」の実施に尽力して参りますが、下記の状況が発生する等、さらに状況が悪化した場合には、試験実施機関としての業務遂行ができず、全国的に試験を中止せざるを得ない状況に陥ることも考えられますことから事前に一例をお示しします。

このような事態となった際には、主務官庁（厚生労働省）はじめ外国人技能実習機構と協議の上、あらためてご連絡申し上げます。

#### 【試験実施機関としての業務を中止せざるを得ない場合（例）】

- 試験実施機関の職員に新型コロナウイルス感染症の感染者が発生し、事務所の閉鎖等を命じられた場合
- 試験実施機関の職員に新型コロナウイルス感染症者の濃厚接触者が発生し、自宅待機が命じられる等により人員体制が維持しがたい事態となった場合

- 公共交通機関等の業務停止等に伴い、試験実施機関の人員体制が維持しがたい事態となった場合
- 郵便事業等の業務停止等に伴い、申請書類の受理、試験キットの送付及び返却が困難となった場合
- その他、試験実施機関の業務を継続しがたい事態が生じた場合

以上

【参考】「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）～抜粋～

(新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示等)

第31条の四 第1項

政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章及び次章において同じ。）が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるときは、当該事態が発生した旨及び次に掲げる事項を公示するものとする。

- 一 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき期間
- 二 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域
- 三 当該事態の概要

第31条の四 第3項

政府対策本部長は、新型インフルエンザ等の発生の状況を勘案して第一項第一号に掲げる期間を延長し、又は同項第二号に掲げる区域を変更することが必要であると認めるときは、更に六月を超えない範囲内において当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公示をするものとする。当該延長に係る期間が経過した後において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(感染を防止するための協力要請等)

第31条の六

都道府県知事は、第三十一条の四第一項に規定する事態において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある同項第二号に掲げる区域（以下この条において「重点区域」という。）における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該都道府県知事が定める期間及び区域において、新型インフルエンザ等の発生の状況についての政令で定める事項を勘案して措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更その他国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置として政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

(新型インフルエンザ等緊急事態宣言等)

第32条

政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第5項及び第34条第1項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

- 一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間
- 二 新型インフルエンザ等緊急事態措置（第46条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域
- 三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要（感染を防止するための協力要請）

(感染を防止するための協力要請等)

第45条 第1項

特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の蔓延を防止し、国民の生命及び健康を

保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、当該特定都道府県の住民に対し新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間及び区域において、生活の維持に必要な場合を除きみだりに当該者の居宅又はこれに該当する場所から外出しないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができる。